

アーカイブ Data Report NO. 150

(2021年12月28日)

〒500-8813 岐阜県岐阜市明徳町10番地 杉山ビル5F
E-mail: shikaku@npo-nak.com URL: https://npo-nak.com

NPO 日本アーカイブ協会・岐阜女子大学*・沖縄女子短期大学・学習システム研究会

(* 岐阜女子大学デジタルアーカイブ専攻・研究所, 沖縄サテライト校)

デジタルアーカイブの選定評価項目の再検討の必要性

～沖縄での検討から10年が経過した現状の収集・記録や活用の多様化への対応～

眞喜志 悦子, 加治工 尚子, 後藤 忠彦 (岐阜女子大学)

岐阜女子大学による沖縄の地域文化資料のデジタルアーカイブ化は、2000年頃から始まり、デジタルコンテンツへのメタデータの付与などがなされてきた。2005年頃になると文化資料・活動の文化的な価値の説明や紹介のために、研究教育のオーラルヒストリーなどが記録された。その後、2010年に沖縄サテライト校が設置されると、沖縄での観光（「沖縄おうらい」）、さらに、過去の資料の有効活用（学力の向上等）の研究に使われた。とくに、オーラルヒストリーは、戦中、戦後の沖縄の状況を伝える1つの方法として用いられるようになった。多くの方々の戦前、戦中、戦後の状況についての記録が、オーラルヒストリーとして保管された。また、これらは、「沖縄おうらい」等で平和教育の教材としても保管が進められている。

このようなデジタルアーカイブの開発の収集・記録・保管には、著作権、プライバシー、所有権、慣習等の重要性が昔から言われてきた。しかし、地域文化資料の収集・記録・保管のほか、流通、活用にあたっては、さらに、文化的価値、利用状況等も含めた評価の観点が必要となってきた。著作権、プライバシー（個人情報）、利益等は、デジタルアーカイブ開発にあたり、法的にも注意すべき事項である。

1. 差別用語

地域文化資料の収集・記録が進みだし、また、文書やオーラルヒストリー等のデジタル保管が進みだすと、古い文書やオーラルヒストリーの中には差別用語が使われる例もあり、その対応に困ることが多くなってきた。（差別用語は話者本人に事前に注意を促しても、差別用語として該当する言葉に対する意識がなく、自然に話されることが多い）また、撮影・記録にあたって、撮影・記録者が地域の慣習について意識がなく、注意されても「何がおかしい」と不満顔の場合がある。

（このような場合、つぎの撮影等を依頼したとき、「今回は、いそがしいので」と上手に断りが入ることになる。）このように、デジタルアーキビスト等の資料収集・記録の担い手に対し、慣習の重要性をいかに伝えるかが課題となっている。

2. 文化的価値の問題

地域文化資料や活動の記録・保管にあたっては、それぞれに歴史や社会的背景があり、その背

景も含めた文化的な価値の検討が必要である。作品によっては、断片的な事象の収集・記録に注目したものなどがあり、歴史や社会的な文化価値の評価ができる人材の育成も求められている。

かつて、後藤が沖縄のエイサーについて「祝宴で踊るのはどうか」と書いたことがあり、地元の方から共感する旨の反応があった。エイサーのルーツは、福島県いわき市出身の袋中上人（1603年～）が伝えた念仏踊りが始まりとの説もあるように、死後の仏や念仏の歌詞が含まれる曲があるなど、宴席での披露をはばかる向きもある。しかし、「確かに宴席で踊るのはどうかと思うが、もうそれが文化になっていて、どうにもなりません」と言われる研究者もあり、運動会やイベントで踊られることが多くなったエイサーの現状と本来担っていた役割との乖離について、様々な受け止め方があることも確かである。デジタルアーカイブの開発者にあたっては、少なくとも踊りの歴史や社会的な背景を理解して撮影・記録を行うべきである。

また、エイサーのデジタルアーカイブ記録を見ると、踊りのみが記録されている場合がある。沖縄のエイサーは、祖先の霊を供養するために行われてきた。旧盆の最終日（旧暦7月15日または16日）の「精霊送り」の夜、神アシャゲ（村落祭祀のための建造物）や根屋（ニヤ：村の発祥にかかわる古くからの家）、村家（ムラヤ：公民館）の庭や広場に青年会が中心となって集まり、まずそこで念仏歌を歌い、エイサーを踊ってから、その後、家々を巡り踊る。ミチジュネー（道行）のあと、最後にまた根屋や村家に集まって慰労会が行われる。

このように、民俗行事を記録する際には、単に踊りの記録に終始するのではなく、一連の流れや背景をも捉える事を心掛けたい。デジタルアーカイブとして地域文化として何を伝承するか、開発者や活ユーザーには、歴史や社会的な文化の観点も含め、地域文化資料の選定評価項目を設定し、教育する必要がある。

3. 現状では、デジタルアーカイブに保管、流通すると障害になる情報の取り扱い

～短期利用、長期保管の必要性～

オーラルヒストリーのデジタルアーカイブの中には、国や機関等に対して不都合な情報が含まれることがあり、その保管サーバーへの攻撃なども懸念される。このため、現状では、これらの情報を別に保管しておき、問題がなくなった時点で公開できるような長期保管の考えと備えが必要となっている。

4. 選定評価科目の再検討

今後、デジタルアーカイブの保管・活用の選定では、前例として「人びとのために」「国の安全のために」等の美名のもと、かつての大政翼賛会を思い出すような規制がどの国も始まる可能性がある。そのような場合において、どのように対応すべきか、デジタルアーカイブの選定評価項目として10年前に示したつぎの各項目について、再度、検討すべきである。

- ① 保管・流通(活用)の適否
- ② 資料保持者の慣習、権利（著作権、プライバシー、所有権等）利益
- ③ 歴史社会的背景（地域の人々の心情的な背景の学び）
- ④ 文化的内容の適否 … 活用の面からも検討すべき
- ⑤ 利用者の状況（教育的な配慮も含む） … 教育リソースとしての検討もすべき
- ⑥ 利用環境（提示・利用の状況） … パターン認識、AI さらに新しい処理対応の検討
- ⑦ 保管の安全上の課題（国内外の政治社会的背景、状況）